

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター



テーマ：海外子会社税務ガバナンス～諸外国における繰越欠損金～

バックナンバー
はこちらから ➡

Public CbCR やグローバルミニマム課税（GMT/第2の柱）など、多国籍企業グループが直面するグローバル税務コンプライアンスに対応するためには、本社主導による税務ガバナンスの構築が強く求められます。

海外子会社税務ガバナンスを推し進める上では、現地税務申告やタックスプランニングを子会社任せにするのではなく、日本親会社側で実態と運用を適切に把握しておくことが不可欠であり、各国の基本税制の理解はその一歩となります。

そこで今回は、日系企業の進出先となるケースの多い諸外国を中心に、タックスプランニングや実効税率（ETR）管理において重要な「諸外国の繰越欠損金の原則的な取り扱い」について整理します。

米国

米国では、欠損金について以下の課税年度に応じて税務上の取り扱いが異なります。

- ・ 2021 年 1 月 1 日以後に開始する課税年度に生じた欠損金は、無期限に繰り越すことができます。ただし、控除上限は繰越先年度の課税所得の 80% となります。なお、当該欠損金は過去の課税年度へ繰り戻すことはできません。
- ・ 2017 年 12 月 31 日より後、かつ 2021 年 1 月 1 日より前に開始した課税年度（2018～2020 年開始年度）に生じた欠損金は、無期限に繰越が可能です。また、当該欠損金は、その損失が生じた課税年度の前 5 課税年度の各年度に繰り戻すことができます。なお、納税者は、繰戻期間を放棄し、代わりに損失を繰り越す旨の選択を申し出ることができます。
- ・ 2017 年 12 月 31 日以前に開始した課税年度に生じた欠損金は、20 年間繰り越すことができます。また、当該繰越欠損金は、その損失が生じた課税年度の前 2 課税年度の各年度に繰り戻すことができます。

上記の他、米国では一定の組織再編等の後は、繰越欠損金の使用を制限する規定が存在します。また、州税においては、州ごとに欠損金の規定が異なるため、事業を行う州ごとに法令を確認する必要があります。

中国

中国では、欠損金が生じた年の翌年から最長 5 年間、課税所得と相殺するために繰り越すことができます。2018 年 1 月 1 日以降、適格要件を満たすハイテク企業（HNTe）および科学技術型中小企業（TSME）について法定の 5 年間の期間内に欠損金を相殺できなかった場合には、これらの欠損金をさらに 5 年間繰り越すことができます。また、COVID-19 のパンデミックにより特に影響を受けた部門を有する企業が 2020 年に生じさせた欠損金については、その最長繰越期間が 8 年に延長されます。

なお、中国では欠損金を過去の課税年度へ繰り戻すことはできません。

香港

香港では、欠損金を無期限に繰り越すことができます。また、赤字会社の株主が変更となった場合でそれが節税目的である場合には欠損金の繰越しを制限する規定が存在します。ただし、株主変更の主た

る目的がそれら欠損金の利用でない場合、税務上の欠損金は将来の利益と相殺するために引き続き利用することができます。

なお、香港では欠損金を過去の課税年度へ繰り戻すことはできません。

台湾

台湾では、欠損金を 10 年間繰り越すことができます。非課税配当など、損失が生じた年度の課税所得に含まれない投資収益については、欠損金から除外する必要があります。

なお、台湾では欠損金を過去の課税年度へ繰り戻すことはできません。

タイ

タイでは、欠損金を 5 年間繰り越すことができます。

なお、タイでは欠損金を過去の課税年度へ繰り戻すことはできません。

シンガポール

シンガポールでは、未使用の繰越欠損金は無期限に繰り越すことができ、課税所得と相殺することができます。なお、繰越においては、株主の継続性テストを満たすことが求められます。

また、シンガポールでは、原則として未使用の繰越欠損金を 1 年間、10 万シンガポールドルを上限として繰り戻すことが認められています。

オーストラリア

オーストラリアでは、欠損金は無期限に繰り越すことができます。繰越損失を利用可能とするためには、株主や事業の継続性に関する基準を満たす必要があります。

なお、オーストラリアでは原則として欠損金を過去の課税年度へ繰り戻すことはできません。ただし、COVID-19 に伴う時限措置として、適格事業体（売上高 50 億豪ドル未満等）を対象に、2019-20 から 2022-23 課税年度に生じた税務上の損失を 2018-19 課税年度まで遡って繰り戻す特例が認められていました（※本時限措置は 2022-23 課税年度をもって終了したため、現在は原則通り繰戻不可となっています）。

お見逃しなく！

海外子会社の繰越欠損金の管理は、単なる税務申告にとどまらず、グループ全体の税務コスト最適化や GMT への対応においても極めて重要な情報となります。各国子会社の税務申告やタックスプランニングを現地任せにせず、本社側でも各国の税制ルールや制限規定を正しく把握し、適切なガバナンス体制を整備することが求められます。